

「居宅サービス計画」 自己作成の手引き

令和元年 10 月

～目次～

	ページ
1. 趣旨	1
2. 介護保険サービスのご利用について	1
3. 自己作成する場合の手続きの流れ	5
4. 「居宅サービス計画」について	7

○ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。



東京都北区健康福祉部
介護保険課給付調整係
電話（3908）1286

1. 趣旨

介護保険サービスを1割～3割の自己負担で利用するためには、「居宅サービス計画」を作成する必要があります。

「居宅サービス計画」とは、要介護者の心身の状況、生活環境、本人や家族の希望などを考慮し、利用するサービスの種類・内容を定める計画のことです。「居宅サービス計画」は居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に作成を依頼することが出来ますが、利用者や家族が自ら作成することも出来ます。その場合は、介護保険課への書類の提出やサービス事業所との連絡・調整等はすべて利用者や家族が行うことになります。

このマニュアルは、自己作成を希望される方のために、書類の作成・記入方法や手続きの流れ等について説明します。

なお、利用者や家族で「居宅サービス計画」を立てサービスをご利用いただく場合、届出等各書類の内容について、提出される前に利用者（家族）で十分確認を済ませ、介護保険課及びサービス事業所にご提出いただきますようお願いいたします。

2. 介護保険サービスのご利用について

居宅サービスの利用には、要介護度に応じて区分支給限度基準額（1ヶ月ごとの利用限度額）が設定されています。その利用限度額の範囲内であれば、利用したサービス費用の9割～7割が介護保険で給付され、自己負担は1割～3割となります。利用限度額を超えてサービスを利用した場合は、その介護サービスの費用は全額自己負担（10割）となります。

また、「居宅サービス計画」を作成しないで介護サービスを利用した場合には、一旦介護サービス費用の全額を自己負担（10割）し、後からその9割～7割分の保険給付を北区へ請求する償還払いとなります。

[区分支給限度基準額について]

要介護度に応じて利用できるサービスの単位数が設定されています。

要介護状態区分	利用限度（1ヶ月）
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

※居宅療養管理指導、住宅改修、福祉用具購入のサービスは利用限度額に含まれません。

[在宅の要介護者等が利用できる介護保険サービス]

サービスの内容を詳しくお知りになりたい場合は、介護保険課給付調整係、高齢者あんしんセンターまたはサービス事業所に直接お問い合わせください。

●家庭を訪問するサービス

[訪問介護]

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

[訪問看護]

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

[訪問リハビリテーション]

リハビリ（機能回復訓練）の専門職が訪問し、リハビリを行います。

[訪問入浴介護]

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

●福祉用具の貸与

[福祉用具貸与]

車いす、特殊寝台などの福祉用具を借りることが出来ます。

*福祉用具貸与の注意事項について

要支援1・2および要介護1の方は、利用できる品目が限られます。次の品目は、原則として利用が認められません。

ただし、各種目における一定の条件とその判定方法により「軽度者に対する福祉用具貸与を必要とする理由書」を介護保険課給付調整係へ提出することにより利用が認められる場合があります。下記の福祉用具の貸与をご利用の方は、お問い合わせください。

車いす（付属品を含む）	特殊寝台（付属品を含む）
床ずれ防止用具	体位変換器
認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト
自動排泄処理装置※	

※原則として要介護4・5の方のみ利用出来ますが、尿のみを自動的に吸引できるものは、要支援1・2、要介護1～3の方も利用出来ます。

●日帰りで通うサービス

[通所介護（デイサービス）]

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

[通所リハビリテーション（デイケア）]

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

●施設への短期入所サービス

[短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※所得の低い方は食費・滞在費の負担を軽減する制度（特定入所者介護サービス費）がありますので、詳しくは介護保険課給付調整係へお問い合わせください。

●地域密着型のサービス

〔認知症対応型通所介護〕

認知症の高齢者を対象としたデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

〔地域密着型通所介護〕

定員19人未満の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕

日中・夜間を通じて、介護と看護が密接に連携しながら短時間の定期訪問と緊急時に対応する随時訪問を行い、ホームヘルパーによる入浴・排せつなどの援助や、看護師などによる療養上の支援を行うサービスです。

ご自宅には、ケアコール端末を設置し、コールボタンを押すと会話が出来ます。

※要支援の方は利用できません。

※ケアコール端末の設置費用は無料、通話料は自己負担です。

〔夜間対応型訪問介護〕

夜間の定期訪問と緊急時に対応する随時訪問を行い、排せつのお世話や体位変換などの援助を行うサービスです。

ご自宅には、ケアコール端末を設置し、コールボタンを押すと会話が出来ます。

※提供時間は22時から翌朝7時までです。

※要支援の方は利用できません。

※ケアコール端末の設置費用は無料、通話料は自己負担です。

●その他（自己作成は必要ないもの）

〔居宅療養管理指導〕

医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士による指導

〔住宅改修費の支給〕

生活環境を整えるための小規模な住宅改修が受けられます。

1住宅につき支給限度額は20万円（給付限度額18万円～14万円）です。

①手すりの取り付け	④引き戸等への扉の取替え、扉の撤去
②段差または傾斜の解消	⑤洋式便器等への便器の取替え （便器の位置・向きの変更を含む）
③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更	⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事

〔福祉用具購入費の支給〕

福祉用具を購入出来ます。

1年間（4月～3月）の支給限度額は10万円（給付限度額9万円～7万円）です。

①腰掛便座（ポータブルトイレ等）	④簡易浴槽
②自動排泄処理装置の交換可能部品	⑤移動用リフトのつり具の部分
③入浴補助用具（シャワーチェア等）	

住宅改修費・福祉用具購入費の利用は、必ず事前に介護保険課給付調整係へご相談ください。

[介護報酬 1 単位当たりの単価（特別区（東京 23 区）の場合）]

1 単位の単価は地域ごと、サービス種類ごとに決められています。

サービス種類（介護予防を含む）	1 単位当たりの単価（単位：円）
居宅療養管理指導 福祉用具貸与	10.00
通所介護 地域密着型通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護（短期利用） 認知症対応型共同生活介護（短期利用） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	10.90
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護（短期利用） 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）	11.10
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	11.40

● 保険給付額と利用者負担額は、次のように算定します。

① 費用額（※円未満切り捨て）

＝利用限度内単位数×1 単位単価

② 保険給付額（※円未満切り捨て）

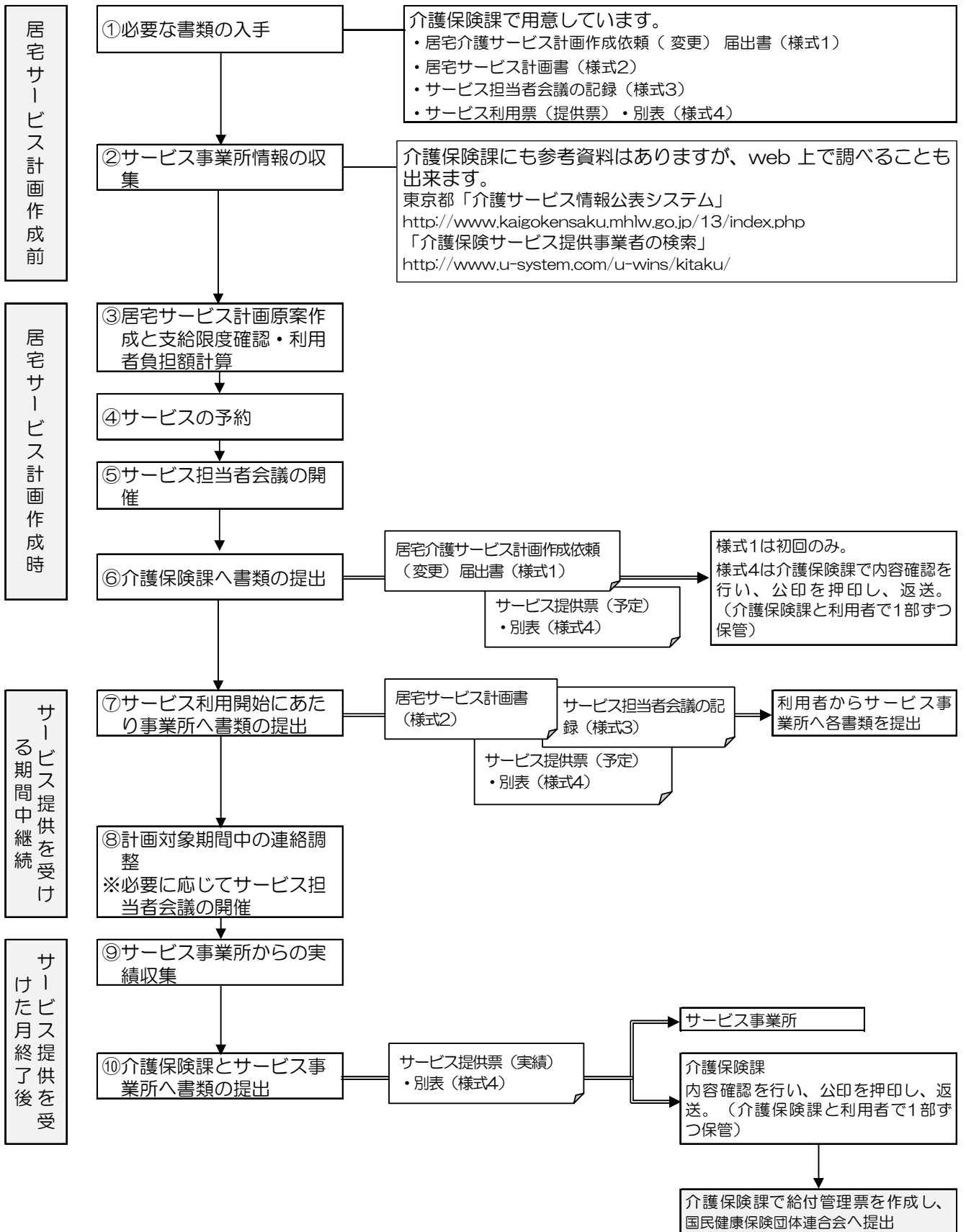
＝①×給付率（90%または 80%）

③ 利用者負担額

＝①－②

3. 自己作成する場合の手続きの流れ

利用者や家族で「居宅サービス計画」を作成し、介護サービスを利用する場合は、次のような手続きが必要です。必ず事前によく読み、確認すべき内容、書類の提出時期に注意してください。書類等に不備がある場合には、書類を受理できないケースや介護給付費をお支払できないケースも考えられますので、ご注意ください。



5 ページの表と合わせてご確認ください。

①	必要な書類の入手	⇒ 介護保険課で用意しています。また、北区公式ホームページからもダウンロード出来ます。
②	サービス事業所情報の収集	⇒ 介護保険課にも参考資料はありますが、web 上で調べることも出来ます。 東京都「介護サービス情報公表システム」 http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/13/index.php 「介護保険サービス提供事業者の検索」 http://www.u-system.com/u-wins/kitaku/
③	居宅サービス計画原案作成と支給限度額確認・利用者負担額計算	⇒ 区分支給限度基準額内であるかご注意ください。一単位あたりの金額が、サービスや地域によって異なりますのでご注意ください。
④	サービスの予約	⇒ サービス事業者へ直接お申し込み下さい。その際に事業所番号、サービス内容、種類、サービスコード、単位数等の確認をしてください。
⑤	サービス担当者会議の開催	⇒ 利用する各サービス担当者に連絡を取り、日程調整のうえ、居宅において開催します。また、事前に主治医からの意見を聴取しておきます。
⑥	介護保険課へ書類の提出	⇒ サービス利用月の前月の25日頃までに介護保険課給付調整係へ提出してください。サービス内容等を点検確認の後、公印を押印し、返送します。 なお、居宅介護サービス計画作成依頼（変更）届出書（様式1）は初回のみで結構です。
⑦	サービス利用開始にあたり事業所へ書類の提出	⇒ サービス提供票（予定）・別表（様式4）をサービス提供事業所へ提出してください。その際に、用紙の上部に書かれている「サービス提供票」を○で囲んでください。
⑧	計画対象期間中の連絡調整	⇒ 適宜事業所と連絡調整を行ってください。計画内容に変更等がある場合は、必要に応じてサービス担当者会議を開催してください。
⑨	サービス事業所からの実績収集	⇒ サービス提供票（実績）・別表（様式4）を作成するにあたり、サービス事業所から実績を収集してください。
⑩	介護保険課とサービス事業所へ書類の提出	⇒ サービス提供票（実績）・別表（様式4）をサービス利用月の翌月の3日頃までに介護保険課給付調整係及びサービス事業所へ提出してください。

4. 「居宅サービス計画」について

記載例などを参考に「居宅サービス計画」を作成してください。ご不明な点がある場合は、高齢者あんしんセンター等にお問い合わせください。

[計算例]

要介護2で自己負担が1割の場合

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護		
午後			訪問看護				
福祉用具貸与							

☆上の居宅サービス計画をもとに介護サービス費を計算してみると…

サービス	サービス単位数 (A)	単位数単価 (B)	サービス費用 (A) × (B) ※円未満切り捨て
[訪問介護] 月・木(身体介護3) 1時間以上 1時間30分未満 水(生活援助2) 20分以上45分未満	577単位×週2回×4週＝ 4,616単位 ① 182単位×週1回×4週＝ 728単位 ②	11.40	60,921円 ⑥
[訪問看護] 水(訪問看護Ⅰ3) 30分以上1時間未満	819単位×週1回×4週＝ 3,276単位 ③	11.40	37,346円 ⑦
[通所介護] 火・金(通常規模型通所介護Ⅰ 32) 5時間以上6時間未満	663単位×週2回×4週＝ 5,304単位 ④	10.90	57,813円 ⑧
[福祉用具貸与] 特殊寝台(ベッド)	600単位×1ヶ月＝ 600単位 ⑤	10.00	6,000円 ⑨

さらに処遇改善加算がある場合には

[訪問介護] (訪問介護処遇改善加算Ⅰ)	加算対象サービス単位数の合計× サービス別加算率 (①+②)×13.7%=732単位	11.40	8,344円 ⑩
[通所介護] (通所介護処遇改善加算Ⅰ)	加算対象サービス単位数の合計× サービス別加算率 ④×5.9%=312単位	10.90	3,400円 ⑪

$$⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ = 162,080 \text{円} \quad ⑫$$

処遇改善加算がある場合には、⑩+⑪+⑫=173,824円…1ヶ月のサービス総費用

$$((⑥+⑩) \times 0.9) + (⑦ \times 0.9) + ((⑧+⑪) \times 0.9) + (⑨ \times 0.9) = 156,440 \text{円} \dots$$

保険からの給付(9割)

$$173,824 \text{円} - 156,440 \text{円} = 17,384 \text{円} \dots \text{自己負担分}$$

サービス単位数の合計(①～⑤の合計)が利用限度を上回る場合には、区分支給限度基準を超える単位数の割り振りを行わねばならず、その結果により処遇改善加算にも影響がでることがありますので、介護保険課給付調整係までご相談ください。

- ※ サービス単位数は時間・要介護度・地域などにより異なります。
- ※ 1ヶ月を4週間と仮定し計算しています。
- ※ 1ヶ月を実際に計算するときは、各サービス種類別に1単位単価を乗じて得られた数に1円未満の端数がある場合切り捨てとなります（サービス提供票記入例参照）。

上のように、居宅サービス計画は1週間を基本的な括りとして考え、組み立てていきます。これは、その人のリズムは一定なものであり、毎週変化するとは考えにくい事からです。計画は利用者の状態により、変えていく必要もでてきます。

[サービス種類ごとの介護職員処遇改善加算の加算率]

サービス種類 (介護予防を含む)	介護職員処遇改善加算				
	I	II	III	IV	V
訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	Ⅲにより算出した単位（一単位未満の端数四捨五入） ×0.9	Ⅲにより算出した単位（一単位未満の端数四捨五入） ×0.8
訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
通所介護 地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
特定施設入居者生活介護（短期利用）	8.2%	6.0%	3.3%		
認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
小規模多機能型居宅介護（短期利用） 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）	10.2%	7.4%	4.1%		
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	11.1%	8.1%	4.5%		
短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
短期入所療養介護（老健）	3.9%	2.9%	1.6%		
短期入所療養介護（病院等（老健以外））	2.6%	1.9%	1.0%		

介護職員処遇改善加算の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ、小数点以下の四捨五入を行って単位数を算出します。

以下のサービスは介護職員処遇改善加算の算定対象外となります。（介護予防を含む）

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 福祉用具貸与

[サービス提供体制強化加算等の算定に応じた加算率]

サービス区分 (介護予防を含む)	サービス提供体制強化加算等の 算定に応じた加算率	
	特定加算 (Ⅰ)	特定加算 (Ⅱ)
訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%
訪問入浴介護	2.1%	1.5%
通所介護 地域密着型通所介護	1.2%	1.0%
通所リハビリテーション	2.0%	1.7%
特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%
認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%
認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%
介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2.7%	2.3%
介護保険施設サービス 短期入所療養介護 (老健)	2.1%	1.7%
介護療養施設サービス 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外))	1.5%	1.1%
介護医療院サービス 短期入所療養介護 (医療院)	1.5%	1.1%

以下のサービスはサービス提供体制強化加算の算定対象外となります。

(介護予防を含む)

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売